② 各駐屯地・基地等ごとに、武力攻撃事態等における隊員の円滑な活動に資するよう、その利用に供するための食糧、飲料水、燃料等の備蓄や医薬品、非常用発電機の確保等につき、必要に応じてその整備計画等の見直しを行いつつ、引き続き適切な態勢の保持に努める。

③ 部隊等及び地方防衛局においては、救助用資器材その他国民保護措置に活用できる資器材等の定期点検や整備を実施するとともに、必要に応じてその整備計画の見直しを行い、引き続き同措置の的確かつ迅速な実施態勢の保持に努める。その際、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況に対処するための特別の資器材（防護器材、検知・測定器材等）の確保に特に留意するとともに、必要に応じ関係機関（都道府県警察、消防機関等）との間での当該資器材の相互提供等の可能性についても留意する。

④ 国民保護措置の実施に係る関係機関との情報交換・連絡調整や部隊等への指揮命令を的確かつ迅速に実施できるよう、防衛省・自衛隊独自の各種通信・情報処理システムの整備・維持や、防災無線・霞ヶ関ＷＡＮ等の各省庁共通の通信システムとの連接確保に努める。また、武力攻撃事態等においてこれらの通信システムの円滑な運用を確保するため、通信設備の定期的な総点検による機能確認や、関係機関（警察庁、海上保安庁、都道府県警察、消防機関等）と連携した通信訓練の実施（機器操作の習熟等）に努める。

⑵ 行政機能の維持・確保のための態勢の確保

防衛省・自衛隊は、次のような態勢の確保等により、国民保護措置の実施に関して国民に対する行政サービス機能の停止又は低下が極力生じないよう努める。

① 武力攻撃事態等における自衛隊による国民保護措置の実施に伴う損害補償及び損害補償に係る不服申立てについては、別に定める訓令その他関係規則に基づき速やかに処理するよう努める。また、これらの手続に関連する文書については、武力攻撃災害による逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等特段の配慮を払う。

② 国民保護措置の実施に関し防衛省の保有する行政文書及び個人情報の開示請求がなされる場合は、これに係る手続につき、防衛省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）及び防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）その他関係規則に基づき、適切に実施するよう努める。

3 隊員への教育訓練等

⑴ 隊員等に対する教育の実施

隊員については、各種の課程教育、集合教育、研修等の、即応予備自衛官・予備自衛官については、訓練招集の機会を捉えて、武力攻撃事態等における活動の円滑化・効率化に資するよう、各々の任務、役割等に応じて、国民保護措置に関する以下のような知識・技能等を付与する。

・ 国民保護法その他の関係法令、基本指針
・ 防衛省・自衛隊の国民保護計画及び関連規則等
・ 国民保護措置の実施に係る関係機関との連絡調整要領等

⑵ 部隊等における訓練の実施

部隊等においては、各々の特性や役割等に応じて、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況に留意しつつ、国民保護措置に関する部隊としての行動要領や他部隊との連携要領等に係る訓練を実施し、練度の向上を図る。

⑶ 関係機関との共同訓練の実施等

① 地方公共団体やその他の関係機関（内閣官房、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県警察、消防機関等）と共同で、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置の実施に係る連絡調整その他の連携協力要領等についての訓練を行い、武力攻撃事態等における上記関係機関相互の連携の円滑化・効率化に資する。その際に、以下の点に留意する。

ア 都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等について、関係地方公共団体と十分に連携調整しつつ実施するよう努める。

イ 国民保護措置と防災措置との間で共通すると見込まれる訓練（被災者等の捜索・救出、人員・物資の緊急輸送、応急医療の提供等）については、防災訓練の機会の活用等により、両者を有機的に連携させ、効果的に実施するよう努める。

ウ 訓練を実施した部隊等の長は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするように努める。

② 関係機関が主催する国民保護措置に係る研修やセミナー等に、所要の隊員を参加させ、相互の能力の理解や連携要領等の習熟等に努める。

第２節　武力攻撃事態等における活動態勢の確立

1 中央における調整・決定態勢の確立

① 防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等における武力攻撃の排除を主たる任務として、平素からそのための体制を整備し必要な準備措置等を実施しており、武力攻撃事態等における国民保護措置を含めた対処については、これらの体制や措置を活用することを基本とする。

② 防衛大臣は、必要があると認めるときは、防衛会議（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条の２）を開催し、武力攻撃事態等への対処の一環として、防衛省・自衛隊による国民保護措置につき、基本的な方針の指示、部隊等の派遣等の命令、対策本部や関係機関との連絡調整その他の必要な対処について、的確かつ迅速に対応する。

③ 各機関等における主管部署は、要員の増強その他必要な措置を適宜適切にとり、自衛隊による国民保護措置の実施に関する諸手続や関係機関との連絡調整等に関し、防衛大臣を適切に補佐する体制を確立する。これに関し、防衛大臣は、必要な場合には、その指定する者に国民保護措置に係る業務を分掌させ、また、省内外にわたる調整を総合的に行うための体制を構築する等の措置をとる。

2 各機関等における実施態勢の確立

⑴ 初動の準備態勢の強化

部隊等の長は、武力攻撃事態等が認定された場合には、あらかじめ指定した要員を通じて関係機関（関係都道府県・市町村、都道府県警察、消防機関等）との連絡調整を開始する等、国民保護措置の実施も想定し、各々の任務に応じて、隊員の勤務態勢の強化、装備品や資器材の点検・整備、情報収集態勢の強化、人員・物資の輸送態勢の確立等を行い、武力攻撃に対する即応態勢を確立する。

⑵ 即応予備自衛官及び予備自衛官の招集

防衛大臣は、国民保護措置を実施する上で必要があると認めるときは、訓練その他の部隊配備前の準備に要する期間を考慮し、速やかに、内閣総理大臣の承認を受けて、①即応予備自衛官に対し、自衛隊法第75条の４の規定に基づく防衛招集命令、国民保護等招集命令又は治安招集命令を、②予備自衛官に対し、同法第70条の規定に基づく防衛招集命令又は国民保護等招集命令（特に必要があると認めるとき）を、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）に定める手続により、それぞれ発する。

⑶ 情報の収集・提供に係る態勢の確立

① 部隊等においては、付与された任務に従い、他の部隊等と相互に緊密な連絡を取りつつ、航空機や艦艇等必要な手段により、武力攻撃又は武力攻撃災害の情報その他必要な情報を収集するとともに、保有する情報通信手段を用いて、収集した情報を指揮系統に従って速やかに防衛大臣まで報告する。